



被災宅地復旧費用の一部を補助します

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

町では、平成28年熊本地震で被害を受けた宅地の復旧費用の一部を補助します。



申請受付期間

令和2年1月31日(金)まで
(土)(祝)を除く)

※この補助金は今年度で申請受付を終了します。被災宅地の復旧を予定し、特別の理由により期間内に申請ができない場合は、期間内に事前届出が必要です。

交付対象宅地

平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地
(民間企業や団体などの社宅や寮は除く)

■交付対象工事(調査・設計を含む)
宅地被害に対して原形に復旧することを基本とした次に掲げる工事(構造基準を満たすものへの変更を含む)

- ・宅地のり面の復旧工事(旧擁壁の撤去および擁壁に関する排水施設設置工事を含む)
- ・宅地擁壁の復旧・補修工事(ブロック塀やフェンスは対象外)
- ・宅地の亀裂・ひび割れ・陥没の復旧工事
- ・住宅基礎の傾斜修復工事(家屋の修理などは対象外)

※工事が50万円に満たないものや、他の補助金の交付を受けたものなどは対象外となります。

補助金額

補助対象経費から50万円を控除した金額の3分の2以内(上限63万円)
例(工事費350万円-50万円)×2/3=補助金額200万円



防災に強いまちづくり 防災士養成講座を開催します

総務課 交通防災係 ☎(232)2111

町では、地域の防災リーダーとなる人材を養成するため、菊池市・合志市との合同により「防災士養成講座」を開催します。

■日時 令和2年1月25日(土)、26日(日)、2月2日(日)の3日間

※受講終了後、日本防災士機構による防災士認証試験が行われます。

場所

菊池市泗水公民館

受講資格

菊陽町に居住、または勤務し、積極的に地域の防災活動や町が実施する防災に関する施策などに協力する意欲のある人

募集定員

30人

■料金 教本代3,500円、防災士認証受験料3千円、防災士認証登録料5千円

※一定の条件を満たす場合は、全額補助します。

申込方法

町ホームページまたは役場総務課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、総務課交通防災係に提出してください。

申込期限

12月6日(金)

■その他 防災士になるには別途、消防署、日赤などが実施する救命救急の実技講習の履修が必要です。



避難所HUG訓練の様子

菊陽町防災士連絡協議会

防災士の資格を取り、一緒に活動しましょう。

平成29年12月19日に菊陽町防災士連絡協議会が発足し、現在、会員61人で活動中です。

災害は、いつ発生するか分かりません。防災士の資格を取り、災害から大切な命を守るため一緒に活動しませんか。

危険なブロック塀などの撤去

危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金

地震発生時における人身事故の防止および避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀などを撤去する場合の費用の補助を行います。



生垣等設置奨励補助金

ブロック塀などを撤去した土地には、生垣の設置を推奨しており、補助制度があります。

■対象事業費

以下の要件を満たすものの設置に要する費用

- ・公衆用道路に面した部分に総延長5m以上植栽するもの
- ・外部から眺望できる高さが、70cm以上のもの
- ・植栽間隔1m当たり2本以上のもの など

■補助金額 3分の1(上限5万円)

■申し込み・問い合わせ

都市計画課 都市計画係
☎(232)4927

■対象事業費

以下の要件を満たすものの撤去に要する費用

- ・建築基準法第42条に規定する道路、学校保健法第27条に規定する通学路、災害対策基本法に基づく緊急輸送道路および避難路、その他町長が認める公共の用に供する道路および通路に面するもの
- ・道路面から80cm以上の高さの危険なブロック塀など(コンクリートブロック塀のほか危険な工作物などを含む)
- ・高さが60cm以上のブロック塀など

※補助対象になるかの判断には、現地調査を必要とします。まずはお電話でご相談ください。

■補助金額

10分の10(上限20万円かつ1.2万円/m)

■申請期限

令和2年2月28日(金)

自転車保険等に加入しましょう

自転車で交通事故が起きたとき困らないよう、自転車保険等の加入をしませんか。

近年、自転車が加害者となる交通事故で、高額な損害賠償請求事例が多く発生しています。

自転車保険等に加入しておく、事故が起きた際に被害者を救済し、また、加害者側の生活の破綻を防ぐ助けになります。

自転車は車両です。事故を起こさぬよう、常に自転車の点検を行い、安全に利用することが最も大切なことですが、万が一の事態に備えるためにも自転車保険等に加入しましょう。

■自転車保険等とは

自転車保険等とは、「自転車に関する交通事故により生じた損害を、てん補するための保険又は共済」をいいます。熊本県では条例により自転車利用者は「自転車保険等への加入」などに努めることとされています。

自転車事故を起こすと被害者が死亡・深刻な障害を負うこともあります。また、加害者自身も高額な損害賠償金を支払う場合がありますので自分にあった自転車保険等に加入し、安全な自転車ライフを送りましょう。



■問い合わせ

総務課 交通防災係
☎(232)2111